

第16章 環境影響評価の推進

第1節 環境影響評価制度の概要

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業が自然環境、地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度である。この制度は、開発事業による環境汚染を未然に防止するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段である。

2 「環境影響評価法」

昭和47年6月、国は、「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、あらかじめ、必要に応じ、環境に及ぼす影響の調査を行うよう指導することとなり環境影響評価に関する取組を始めた。また、同年7月には四日市公害訴訟の判決の中で、各企業の操業上の過失とともに立地上の過失が認定された。この判決をひとつの契機として、従来の環境行政による公害被害の防止と救済といった対症療法的な取組に対し、開発によってもたらされる公害を始めとする環境汚染の未然防止の有効な手段としての環境影響評価制度の確立が重要かつ肝要な措置であるとする認識が広く国民の間に高まっていった。

環境庁は、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、昭和56年4月、環境影響評価法案を国会に提出したが、昭和58年11月の衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案となった。その後、国の環境影響評価は、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」のほか、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法及び各省庁の行政指導によって実施されてきた。

平成5年に制定された「環境基本法」の中で、環境影響評価の必要性が国の施策として位置づけられたこと等を受けて、国における統一的な環境影響評価制度の確立が必要となった。こうしたことから平成9年2月の中央環境審議会からの答申を受けて平成9年5月に法案が国会に提出され、同年6月13日に「環境影響評価法（以下「アセス法」という。）」が制定・公布された。（アセス法の対象事業については別表1、手続については別表2のとおりである。）

その後、平成21年7月には中央環境審議会に環境影響評価制度を見直すための専門委員会が設置され、法の施行後10年を経過したことを踏まえた必要な措置等について調査・検討された。平成22年2月に中央環境審議会からの「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を受けて、同年3月「環境影響評価法の一部を改正する法律（案）」が国会に提出され、平成23年4月に成立・公布された。

改正法においては、交付金の交付対象事業の法対象事業への追加、方法書段階における説明会開催の義務化、政令で定める市からの事業者への直接の意見提出、電子縦覧の義務化、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書（配慮書）の手続及び環境保全措置等の報告・公表（報告書）の手続の新設などが盛り込まれ、平成24年4月に一部施行、平成25年4月に完全施行された。

3 「川崎市環境影響評価に関する条例（アセス条例）」

本市では、住民福祉を保障するためには良好な地域環境づくりが不可欠であるとの考えに基づき、環境影響評価の制度化に積極的に取り組み、昭和51年10月に旧アセス条例を制定した。

これは、我が国の自治体における条例化の第1号であり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として11の事業を指定開発行為（対象事業）として定めた。また、良好な環境保全を図るための指針として「地域環境管理計画」を策定し、その中で環境影響評価項目、地区別環境保全水準、環境影響評価の標準的技法等を明示した。

旧アセス条例制定から四半世紀にわたり環境影響評価を実施してきたが、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩等による環境問題の複雑化や平成9年の法制定等を背景として、旧アセス条例の見直しに向けて川崎市環境行政制度検討委員会を設置し、環境関連3条例の改正等について諮問した。そして、その答申を受けて平成11年12月にアセス条例を公布、翌12年12月から施行した。アセス条例では、アセス法対象事業への対応はもとより、対象事業の拡大、事業規模に応じた手続や計画段階手続（環境配慮計画書）・方法書に係る手続・事後調査手続といった新たな手続手法の導入等を盛り込んだ。また、指定開発行為の規模未滿事業への対応も図り、近接して行われる2以上の開発事業の実施が複合的な環境影響として指定開発行為に相当するときは複合開発事業として環境影響評価手続の実施及び自主的環境影響評価の実施についても新たに規定を設けた。さらに、旧アセス条例における環境影響評価の指針であった「地域環境管理計画」についても見直しを行い、環境影響評価項目ごとの環境保全水準を定めた「地域環境管理計画」と、予測、評価手法等の技術的細目を定めた「環境影響評価等技術指針」の2つに分離して策定した。その後、地球温暖化やヒートアイランド現象等新たな環境問題が顕在化し、京都議定書目標達成計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、平成19年4月に「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」の見直しを行った。また、「環境影響評価等技術指針」については、平成22年4月に施行された温対条例に連携し、環境影響評価制度をより充実させるため、環境影響評価項目に「温室効果ガス」を追加する見直しを行い、平成23年4月から運用を開始した。その後、平成23年3月の「川崎市環境基本計画」の全面改定を受けて、平成24年1月に「地域環境管理計画」を変更し、「望ましい環境像」を「めざすべき環境像」と変えるとともに、環境配慮計画書に係る環境要素及び項目については、環境基本計画との整合を図った。

なお、平成23年4月のアセス法の一部改正により、法対象事業の実施による影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合は、市長が直接事業者に対し、意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、平成23年12月にアセス条例の一部を改正する条例を公布し、平成24年4月から施行した。また、平成23年12月の環境影響評価審議会の答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」を踏まえ、実効的でより一層の環境配慮を促すため、環境配慮計画書制度を拡充し、計画段階での新たな環境配慮手続を設けるとともに、効果的でより開かれた制度となるよう、インターネットの利用による環境影響評価に係る図書の公表、説明会の開催を義務化する等のため、平成24年12月にアセス条例の一部を改正する条例及び施行規則の一部を改正する規則を公布し、平成25年4月から施行した。併せて、「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」も変更した。

4 手続について

アセス条例では、手続を指定開発行為の規模に応じて第1種行為、第2種行為、第3種行為（別表3）、及び法対象事業（別表1）に区分している。環境影響評価手続の流れは、別表4のとおり

である。また、アセス法とアセス条例の手續上の相関関係は別表2のとおりである。

第2節 環境影響評価手續の実施状況

1 指定開発行為等の届出件数（平成26年3月31日現在）

平成25年度に届出のあった指定開発行為等は11件であり、昭和52年の条例施行から平成25年度までに届出のあった指定開発行為等の件数は、旧アセス条例における届出132件及び現行条例における届出158件である。

2 審査書の公表

昭和51年10月制定の旧アセス条例に基づいて、審査書等を公表した件数は132件である。

平成12年12月から施行したアセス条例に基づいて、平成25年度までに届出のあった指定開発行為等の内、審査書等を公表した件数は180件である。その指定開発行為等の手續の種類別内訳は次のとおりである。

審査書等の公表数

年 度	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	計 (件)
指定開発行為 等の手續の種類														
第1種開発行為	0	1	4	13	6	5	4	2	4	5	3	3	2	52
第2種開発行為	1	3	3	2	4	3	2	2	3	1	1	0	0	25
第3種開発行為	3	4	7	10	9	8	10	8	5	4	2	4	7	81
法対象事業	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	1	1	1	9
複合開発行為	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自主的環境影響評価	1	1	3	1	0	0	1	1	2	1	1	0	0	12
計 (件)	5	11	17	27	20	17	17	13	16	11	8	8	10	180

(注) 第1種行為及び法対象事業においては環境配慮計画書、方法書、準備書に対し審査書を公表するため、届出件数とは一致しない。

3 市長意見の公表（平成26年3月31日までの累計）

平成25年度までに市長意見を公表した法対象事業の件数は、14件である。

4 平成25年度の環境影響評価の実績

平成25年度における審査書の公表件数は10件である。また、その内訳は次のとおりである。

No.	指定開発行為等の名称	指定開発行為者	開発目的	開発面積等	準備書（方法書）等の受理	審査書の公表	備考
1	（仮称）プラウド新川崎Ⅱ計画	野村不動産株式会社	集合住宅の新設	約10,462 m ²	H25. 3. 18	H25. 6. 28	条例審査書
2	（仮称）ミットヨ川崎構内再開発プロジェクト	株式会社ミットヨ	工場・事務所の建設	約9,600 m ²	H25. 4. 24	H25. 7. 2	条例審査書
3	（仮称）大師駅前二丁目マンション計画	住友不動産株式会社	集合住宅の新設	約9,032 m ²	H25. 3. 18	H25. 7. 8	条例審査書
4	橋処理センター整備事業	川崎市	ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー処理施設の整備	約22,865 m ²	—	H25. 8. 12	環境配慮計画審査書
5	（仮称）川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画	コーナン商事株式会社	商業施設の建設	約23,393 m ²	H25. 5. 17	H25. 9. 4	条例審査書
6	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業	小杉町3丁目東地区市街地再開発準備組合	住宅団地及び商業・業務等施設の新設	約10,610 m ²	H25. 3. 6	H25. 10. 7	条例審査書
7	（仮称）大師河原マンション計画	株式会社長谷エコーポレーション	共同住宅の建設	約19,700 m ²	H25. 7. 31	H25. 10. 11	条例審査書
8	（仮称）川崎富士見商業施設計画	株式会社よみうりランド	商業施設の新設	約12,100 m ²	H25. 8. 13	H25. 10. 28	条例審査書
9	（仮称）川崎製作所車両二次検査・整備工場更新	三菱ふそうトラック・バス株式会社	工場の更新	約8,000 m ²	H25. 9. 2	H25. 11. 12	条例審査書
10	中央新幹線（東京都・名古屋市間）	東海旅客鉄道株式会社	超電導磁気浮上式による中央新幹線の整備	大深度地下トンネル 長さ16.3 km	H25. 9. 18	H26. 2. 28	法対象条例審査書

（注）橋処理センター整備事業については、平成25年度においては環境影響評価手続の前段階（実施届出前）の環境配慮計画書手続を行っています。なお、平成26年4月7日付けで実施届出がなされています。

環境影響評価法対象事業一覧

別表1

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車道国道	全て	—————
首都高速道路等	4車線以上のもの	—————
一般国道	4車線以上・10 km 以上	4車線以上・7.5 km 以上10 km 未満
大規模林道	幅員6.5 m 以上・20 km 以上	幅員6.5 m 以上・15 km 以上20 km 未満
2 河川		
ダム	湛水面積100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
堰	湛水面積100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
湖沼水位調節施設	改変面積100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
放水路	改変面積100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	全て	—————
普通鉄道	10 km 以上	7.5 km 以上10 km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10 km 以上	7.5 km 以上10 km 未満
4 飛行場	滑走路長2500 m 以上	1875 m 以上2500 m 未満
5 発電所		
水力発電所	出力3万 kW 以上	2.25万 kW 以上3万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万 kW 以上	11.25万 kW 以上15万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力1万 kW 以上	7500 kW 以上1万 kW 未満
原子力発電所	全て	—————
風力発電所 ^{※1}	出力1万 kW 以上	7500 kW 以上1万 kW 未満
6 廃棄物最終処分場	30 ha 以上	25 ha 以上30 ha 未満
7 公有水面の埋立て及び干拓	50 ha 超	40 ha 以上50 ha 未満
8 土地区画整理事業	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
9 新住宅市街地開発事業	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
10 工業団地造成事業	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
11 新都市基盤整備事業	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
12 流通業務団地造成事業	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
13 宅地の造成事業 ^{※2}	100 ha 以上	75 ha 以上100 ha 未満
○ 港湾計画 ^{※3}	埋立・掘込み面積300 ha 以上	

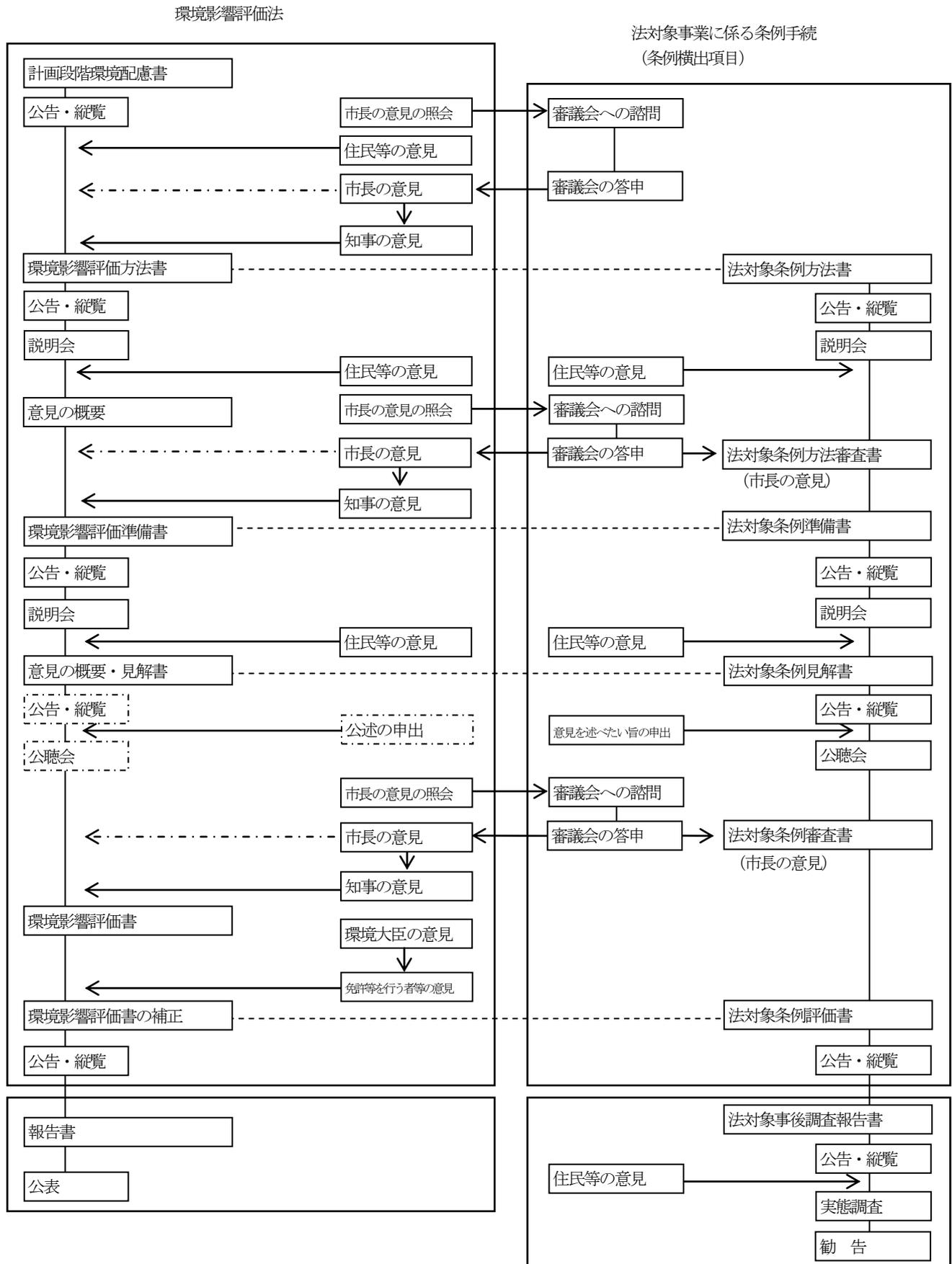
※1 平成24年10月1日から、風力発電所が対象事業に追加。

※2 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※3 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

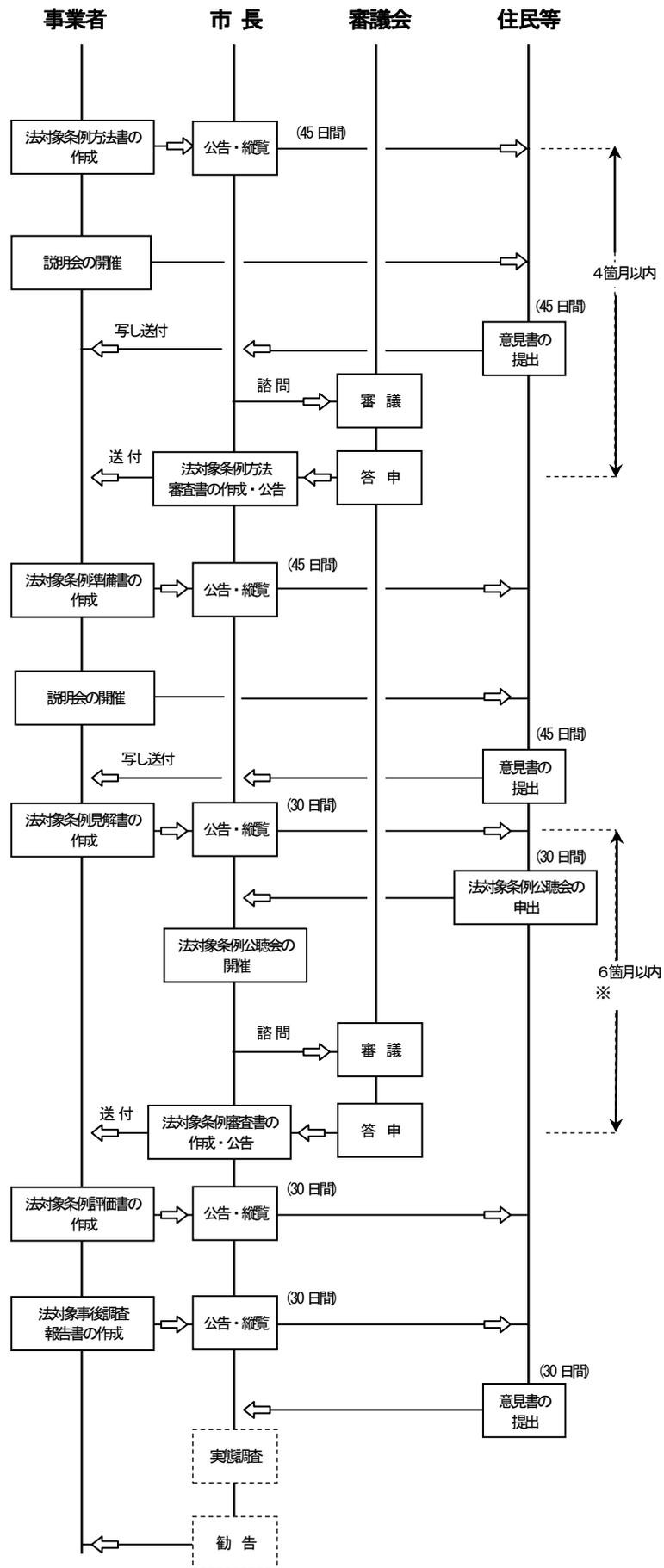
環境影響評価法と川崎市条例の関係フロー図

別表2



注) ・環境影響評価法のフロー図は、最も一般的な第一種事業の流れを示しています。
 ・「市長の意見」から出る破線の矢印は、条件により事業者に直接述べることを示しています。
 ・環境影響法の手続における破線の枠は、市条例の規定によるものを示しています。

川崎市独自の評価項目に係る法対象事業の手続



指定開発行為の種類（アセス条例施行規則第3条関係）

別表3

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ。))のみに于行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの			全事業
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上若しくは盛土の法面の高さが15メートルを超えるもの	埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの又は盛土の法面の高さが15メートル以下のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。)の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
4 住宅団地の新設	住宅団地（一団の土地に集团的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。）の新設であって、事業に係る区域（以下「事業区域」という。）の面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル（都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）において行われるものにあつては12,000平方メートル、住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める建築物の延べ面積）以上のもの	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル未満のもの
5 工場又は事業所の新設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計10,000平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の排水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり4キ	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
		ロリットル以上のもの		
6 電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であって、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの又は焼却施設の1日の処理能力が100トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	
8 浄水施設の新設	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	(1) 鉄道又は軌道の新設（新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。）	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の改良（新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。）	改良に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設（新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。）	全事業		
	(2) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路（以下これらを「高速自動車国道等」という。）における車線、（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登板車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。）の増設（新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置をするものをいう。）（(3)に該当するものを除く。）	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設（以下「インターチェンジ」という。）を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以	インターチェンジの総延長が1キロメートル未	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
		上のもの	満のもの	
	(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路（高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。）であって、当該道路の車線の数が4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設（新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。）であって、増設後の車線の数が4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
12 防波堤の新設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメートル以上のもの	防波堤の長さが1キロメートル未満のもの	
13 商業施設の新設	商業施設（主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。）の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設（科学技術（主として人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設）の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、全事業	

備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあっては第1種行為の手続を、それ以外の場合にあっては第2種行為の手続を行わなければならない。

2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。

(1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの（3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。）。この場合において、施設の建築が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模以下であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。

(2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を増設するもの

3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せずに同一敷地内に施設を新設するものにあつては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。

4 4の項の住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める建築物の延べ面積は、住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める建築物の延べ面積とする。

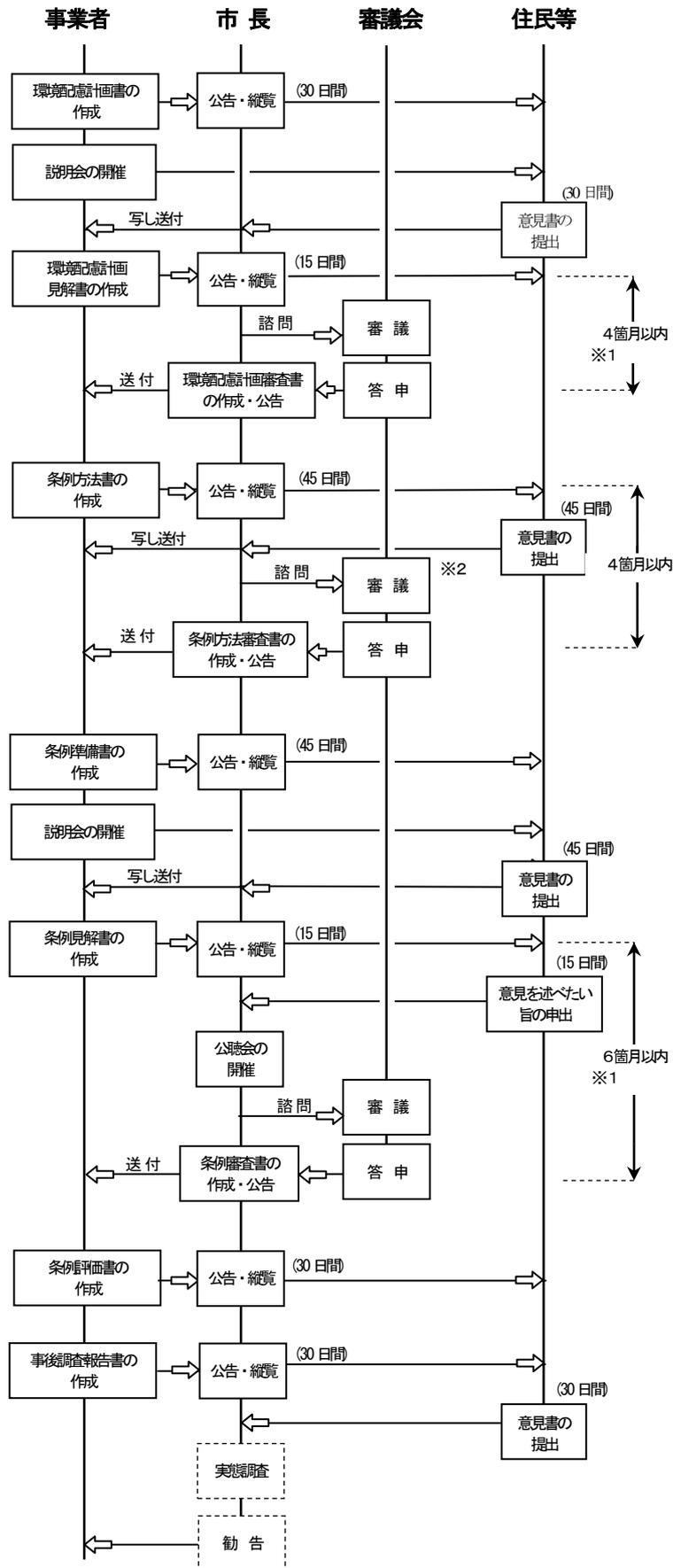
住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	建築物の延べ面積
10パーセント未満	12,000平方メートル
10パーセント以上20パーセント未満	13,600平方メートル
20パーセント以上30パーセント未満	15,200平方メートル
30パーセント以上40パーセント未満	16,800平方メートル
40パーセント以上50パーセント未満	18,400平方メートル
50パーセント以上	20,000平方メートル

5 原料及び燃料の量は、発熱量39,558.1725キロジュールに相当する量を重油1リットルと換算する。

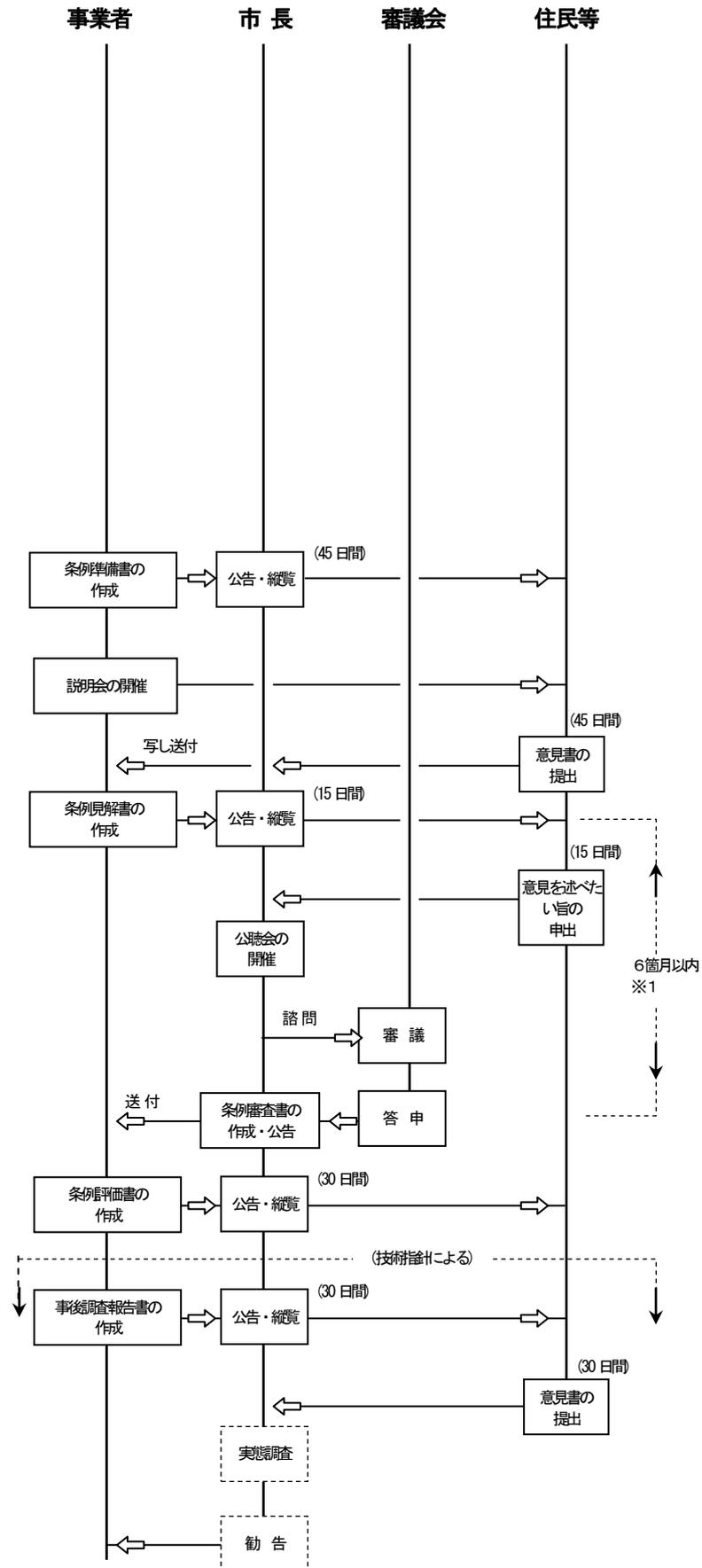
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手続の流れ

別表4

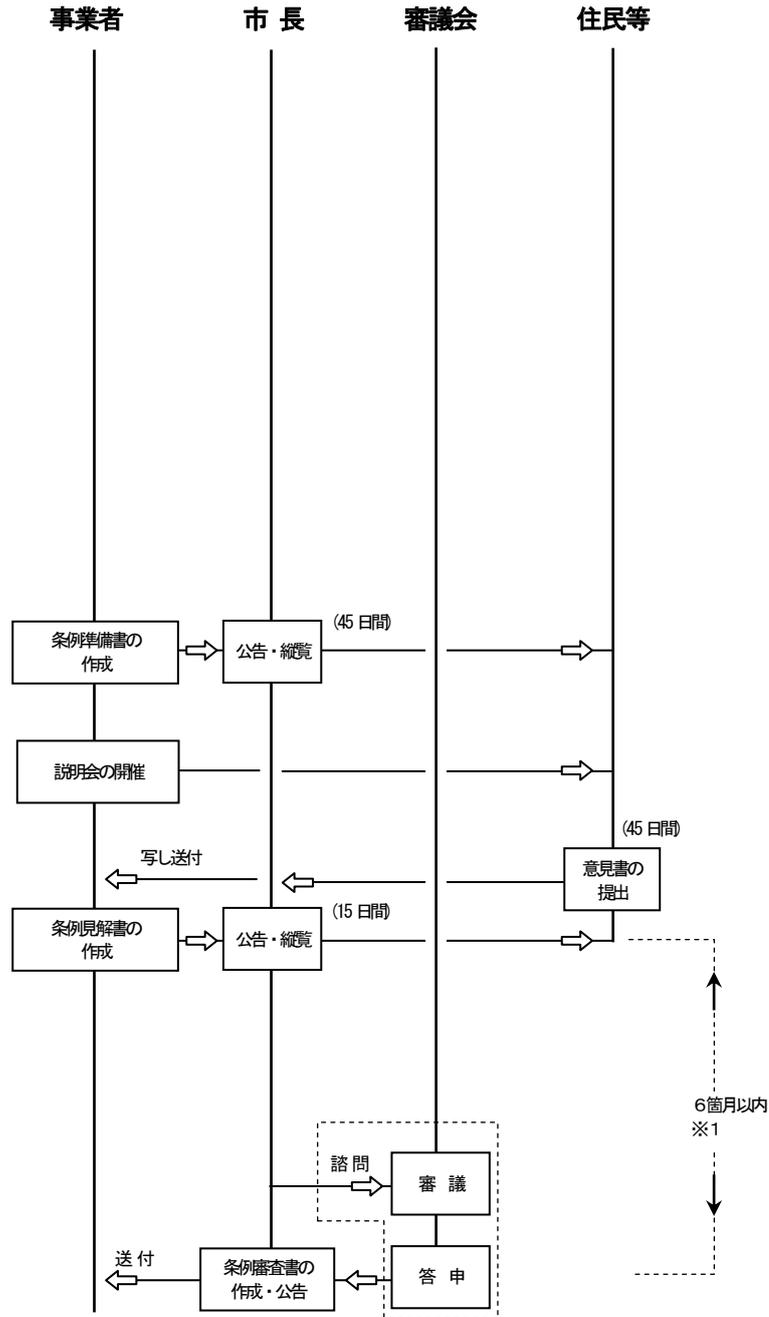
第1種行為の手続



第 2 種行為の手続



第3種行為の手続



凡例	※1	意見書の提出がない場合は、環境影響配慮書又は条例(法対象条例)準備書の縦覧終了日の翌日から起算します。
	※2	環境配慮計画審査書の内容により、審議会の意見を聴くことを要しない場合があります。
	[]	必要により実施します。

第17章 審議会等の設置、審議状況

1 設置状況

環境局関連では、環境審議会、環境影響評価審議会及び環境パートナーシップかわさきが設置されている。

環境審議会は、「川崎市環境基本条例」に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進及び環境保全に関する重要事項を、総合的かつ専門的に調査審議するため、従来の環境保全審議会と環境政策審議会を統合し、平成16年11月に設置された。市長の諮問に応じて、環境基本計画の策定及び変更に関すること、環境調査指針に関すること、環境基本計画年次報告書に関すること、環境目標値に関すること、公害防止等生活環境の保全に関すること、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関すること、廃棄物の処理及び再生利用等に関すること等について調査審議する。環境審議会は常設の部会として、公害対策部会、緑と公園部会及び廃棄物部会が置かれている。また、必要に応じて、これら以外の部会（特別部会）及び2以上の部会による合同部会を置くことができるとされている。

平成25年度は、「川崎市における市営霊園の今後のあり方について」及び「川崎市緑の保全地域の指定について」に係る諮問が行われた。

環境影響評価審議会は、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するために、アセス条例に基づき、昭和51年12月18日に設置されている。環境影響評価審議会は、アセス条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について調査審議する。また、環境影響評価審議会は必要に応じ専門部会を置くことができるとされており、平成22年度は、川崎市環境影響評価審議会専門部会において、「環境影響評価等技術指針の変更について」諮問が行われ、審議された。さらに「今後の環境影響評価制度のあり方について」諮問が行われた。平成23年度は、前年度に引続き「今後の環境影響評価制度のあり方について」専門部会にて審議を行い、平成23年12月に環境影響評価審議会から答申された。また、「地域環境管理計画の変更について」諮問、審議及び答申が行われた。平成24年度は、「川崎市環境影響評価等技術指針の変更について」諮問、審議及び答申が行われた。

環境パートナーシップかわさきは、環境基本条例第15条第2項に規定する「市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進すること」を目的として、市民、事業者及び市職員から構成され、交流組織、提言組織及び情報媒介組織としての役割を担って、平成13年6月に設置された。

平成23年9月からの第6期では、太陽熱利用促進、車社会から公共機関・自転車・徒歩への利用促進などをテーマとする「温暖化対策部会」、PM2.5の測定体制と現状調査、ぜん息患者、公害の歴史などをテーマとする「大気・公害部会」、市民への分別収集に係るアンケートの実施、ミックスパーパー等の分別収集の取組状況などをテーマとする「ごみ減量・資源循環部会」、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの緑の創出に関する検証、市内の緑保全団体の取組事例紹介等をテーマとする「水と緑の保全部会」、小学校での環境教育に関する課題・問題点の調査、検証などをテーマとする「環境教育部会」の5部会に分かれ、現地調査や討議など部会活動を行い、平成25年8月に報告書を作成した。また、第7期は平成26年1月から活動を開始している。

2 審議状況

(1) 環境審議会

議 題	答 申 の 内 容 等
・ 緑地総合評価の見直しについて 諮 問 平成24年12月21日 答 申 平成26年2月24日	・ 生物多様性の保全をはじめとする環境保全に貢献する緑地や市街地に残された身近な緑地に関する総合評価の見直しなどについての提言
・ 市営霊園の今後のあり方について 諮 問 平成25年7月8日	・ 審議中（平成26年12月答申予定）
・ 緑の保全地域の指定について 諮 問 平成25年11月25日 答 申 平成26年2月24日	・ 「汁守神社」、「琴平神社」、「柿生の里山」の指定

(2) 川崎市環境影響評価審議会

諮 問 等	諮問・答申事項	審査書等公表
・ 「橋処理センター整備事業」 諮 問 平成25年6月18日 答 申 平成25年8月5日	環境配慮計画書の審査について	平成25年8月12日
・ 「小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業」 諮 問 平成25年8月2日 答 申 平成25年9月30日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成25年10月7日
・ 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」 諮 問 平成25年12月25日 答 申 平成26年2月25日	環境影響評価準備書に対する市長意見作成のための審査について	平成26年2月28日
・ 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」 諮 問 平成25年12月25日 答 申 平成26年2月25日	法対象条例環境影響評価準備書の審査について	平成26年2月28日

(注) 平成25年度は、9回の環境影響評価審議会を開催した。

第18章 環境技術による国際貢献

第1節 国連環境計画（UNEP）との連携

市内立地企業は、長年にわたる環境問題への取組で培われた経験と優れた環境技術力を有している。さらに、川崎地域には環境問題への先進的・先駆的な取組があり、こうした技術やこれまで培ってきた知識・経験を工業化の著しいアジア諸国などへ移転することによる国際貢献が求められている。そこで、国際的なネットワークを持ち、地球規模の環境問題に取り組んでいる国連環境計画（UNEP）と連携し、高いポテンシャルを有する川崎地域から、広く国内外に向けての情報提供などを通じ国際貢献することによって、持続可能な社会の発展に寄与する。

1 経緯

本市と国連環境計画（UNEP）との関係は、平成15年10月に阿部市長と当時のUNEP 事務局長クラス・トッファー氏が東京で会談したことに始まる。平成16年6月 UNEP 主催「都市と産業の共生に向けて—環境技術と持続可能な都市政策の国際シンポジウム」が川崎で開催され、同年12月にはUNEPの調査団が川崎臨海部の取組視察のため来川した。翌平成17年1月には、第1回「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」をUNEP との連携により開催した。

2 UNEP エコタウンプロジェクト会議

UNEP IETC（国連環境計画 国際環境技術センター）は、アジア・太平洋地域の都市を対象に国際エコタウンプロジェクトを実施しており、日本の経験をアジア・太平洋地域のエコタウン開発に活かすため、平成18年度～平成21年度に川崎で研修会を開催した。平成25年9月にはアジア・太平洋地域におけるエコタウン推進のための戦略や本市をはじめアジア各都市における取組等に関する情報交換の場として「エコタウン推進のための戦略に関するワークショップ」を開催した。



3 国連環境計画（UNEP）連携「第10回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」

持続可能な社会をめざし、産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するとともに、国際環境施策を推進している。国連環境計画（UNEP）との連携により、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化防止に貢献するため、平成26年2月に「第10回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」を、「川崎国際環境技術展2014」と同時期に開催した。

概 要

- ◆日程：平成26年2月12日（水）～14日（金）
- ◆場所：[12日] 環境技術関連施設見学（海外招聘者のみ）
[13日] 川崎生命科学・環境研究センター
（川崎市川崎区殿町3-25-13）
[14日] 川崎市市民ミュージアム
（川崎市中原区等々力1-2）



- ◆主催：川崎市
- ◆共催：国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP IETC）
- ◆内容



【1日目】平成26年2月12日（水）

施設見学：川崎市南部生活環境事業所、
東京電力株式会社 川崎火力発電所、
株式会社東芝 スマートコミュニティセンター

【2日目】平成26年2月13日（木）

- ①セッション1：二国間クレジット制度（JCM）を通じた技術移転について
コーディネーター：荻原 朗（川崎市環境総合研究所都市環境課 プロジェクト研究担当課長）
JCM 枠組およびその最近の動向を概括するとともに、ビジネスの国際展開における可能性や課題について、公益財団法人 地球環境センター（GEC）、公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）より発表が行われ、議論を行った。
 - ②セッション2：川崎市と瀋陽市の大気環境の研究連携について
コーディネーター：牧 葉子（川崎市環境総合研究所 所長）
東アジアの大気環境改善に向けた川崎市と瀋陽市の研究連携について川崎市、中国・瀋陽市、富士電機株式会社より発表が行われ、議論を行った。
 - ③セッション3：エコタウンからのアジア環境イノベーションに向けて
コーディネーター：藤田 壮（独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター長）
低炭素社会の環境産業拠点としてのエコタウン事業の今後の展開と、日本とアジアの環境イノベーションモデルとしての可能性について、環境省、国立環境研究所、中国科学院、インドネシア環境保護省より発表が行われ、議論を行った。
 - ④セッション4：UNEP プロジェクトについて
コーディネーター：ムシタク・アハメド・メモン（UNEP IETC 企画官）
UNEP IETC が支援する廃棄物管理戦略の成果について情報共有のため、マレーシア・ペナン州、インドネシア・バンドン市、アジア生産性機構（APO）により発表が行われた。
- 【3日目】平成26年2月14日（金）
- ⑤講演「地球環境の現状と課題について」
演者：スレンドラ・シュレスタ（UNEP IETC 所長）
 - ⑥セッション5：アジアの都市の環境への取組について
コーディネーター：末吉 竹二郎（川崎市国際環境施策参与）
UNEP エコタウンプロジェクトに参加している中国・瀋陽市、マレーシア・ペナン州、インドネシア・バンドン市が環境の取組等について発表を行い、意見交換を行った。

第2節 国連グローバル・コンパクトの取組

1 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、平成11年1月スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムにおいてアナン国連事務総長（当時）が提唱し、平成12年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足した企業の自主行動原則で、参加する世界各国の企業が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう努めるプログラムである。グローバルイノベーションに起因する様々な課題を背景としており、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現していくための世界的な枠組づくりに寄与するという自発的なイニシアティブである。近年は、企業だけでなく産業団体・NGO・都市の参加も増えており、平成18年1月には本市が日本の自治体として初めて参加した。平成24年3月現在、日本では155団体が参加している。

2 かわさきコンパクト

国連グローバル・コンパクトの理念の市内展開として、「かわさきコンパクト」を定め、提唱している。「かわさきコンパクト」は、企業が参加する「ビジネス・コンパクト」と市民団体・NPOが参加する「市民コンパクト」で構成されている。「ビジネス・コンパクト」は、市内に本社・事業所を有する企業・組織が世界規模の経営環境変化を自らの課題として認識し、社会からの要請を踏まえた主体的な活動を展開していくことを促すことを目的とし、また、「市民コンパクト」は、地域の課題、また地球環境問題などのグローバルな課題を市民ひとりひとりが認識し、具体的な活動を促すことを目的として提案された。

「かわさきコンパクト」の推進においては、学識者、市内経済団体、市民団体、企業関係者、有識者等からなる「かわさきコンパクト委員会」を設置し、普及啓発等に努めている。平成24年3月現在、18の企業・事業所と18の市民団体が参加している。

(URL : www.kawasaki-compact/index.html)



第3節 その他、環境技術による国際貢献に向けた取組

1 中国・瀋陽市との連携・協力

本市は、中国・瀋陽市と昭和56年の友好都市締結以来、文化・経済・医療・教育・スポーツなど、幅広い分野で交流を行ってきた。平成9年5月9日には「環境技術交流協力に関する議定書」を調印し、同年から瀋陽市環境技術研修生受入れ事業を開始し、平成25年度で第16回目となる。

平成21年2月16日には「川崎市・瀋陽市循環経済発展協力に関する協定書」、平成23年5月18日には「川崎市・瀋陽市循環経済発展協力に関する覚書」、平成24年5月23日には「川崎市・瀋陽市環境関係5機関の協力に関する覚書」を締結し、瀋陽市における環境保護政策の推進に向けさらなる連携強化の取組を行っている。



2 国立環境研究所との連携・協力

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現と低炭素社会の構築に寄与するため、環境分野における人材育成や共同研究などにより国立環境研究所と連携・協力することを同意し、平成21年1月23日に「川崎市と国立環境研究所との連携・協力に関する基本協定」を締結した。国立環境研究所とのⅡ型共同研究に参加し、他の地方環境研究所等と連携して環境課題に取り組んでいる。

3 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）との連携・協力

環境分野における人材育成や共同研究などによって、相互の協力関係を一層深化させ、環境と経済が調和した持続可能な社会の実現と低炭素社会の構築に寄与することを目的として平成25年8月8日に基本協定を締結した。

4 海外からの環境技術に関する視察受入

公害克服に向けて取り組む過程で培った環境技術に対する本市への関心が高まり、アジア諸国を中心として視察受入を行っている。

- ・ 平成25年度環境局視察受入数：中国、タイ、マレーシア、インドネシア、イラン、中南米など31件（440人）



5 環境技術情報の収集・発信

多様な主体から発信されている環境技術に関わる情報を収集し、それらを情報の受信者及び発信者の意向が結び付けられるように分析・体系化し、国内外に発信する取組を進めている。

(1) 体系化の事例

本市では甚大な公害被害の克服など多くの環境への取組が行われてきている。これら取組を体系化し、発信できるように取りまとめた。

(2) 環境技術情報ポータルサイトの運営

環境技術情報ポータルサイトをリニューアルし、従来のコンテンツに加え、PM2.5をはじめとする近年のトピック情報など掲載情報の拡充を図るとともに、環境技術マップを構築するなどビジュアル化を図った。また、英語・中国語サイトを作成し、海外へ向け情報を発信した。

6 国際連携の構築に基づくグリーンイノベーション及び技術移転を通じた国際貢献の推進事業

川崎市における環境技術を積極的に海外展開するにあたり、アジアの市場動向や中央政府や国際援助機関の取組を考慮に入れた案件形成及びその推進が重要となる。

市の関係部局との連携により、アジア諸国の都市、大学、研究機関及び援助機関等とのネットワークを形成するとともに、川崎市の政策・技術等をパッケージ化し、アジアの途上国に対してトータルなソリューションを提供するような案件の形成・展開を推進してきた。

2013年度は、環境省「アジア低炭素社会実現のための JCM（2国間クレジット制度）大規模形成支援事業」の枠組みを活用して、マレーシア国ペナン州における「Waste to Energy 技術」による低炭素都市形成支援事業を実施した。

当該事業では、同州における現行廃棄物管理政策の効率化を向上させ、かつエネルギー創出を組み合わせた川崎発グリーンイノベーション技術の導入により、温室効果ガス排出量の削減に寄与するとともに、深刻な廃棄物問題を緩和する「コベネフィット」の実現を目指している。



川崎市とペナン州との覚書締結
現地キックオフ会合にて



本邦研修の様子

7 サウジアラビアにおける環境管理システム事業に関する民間企業との連携・協力

サウジアラビアの政府機関であるサウジアラビア工業用地公団（MODON）は、工業団地内の排水及び排煙による水質汚濁及び大気汚染の改善を喫緊の課題としていた。その改善に向け、平成25年3月に富士通株式会社を主体としたコンソーシアムは、MODON と環境管理システム事業の契約を締結した。富士通株式会社は、この事業を進める上で、公害を克服した過程で培われた川崎市の環境・発生源監視技術や規制・指導等に関する知見やノウハウが不可欠であると考え、本市に対して相互にメリットのあるような事業参画を求めた。

本市は、環境省をはじめとした多くの関係機関からも当該事業への参画を求められ、現地の環境改善に寄与するとともに、市内立地企業が海外展開するために必要なノウハウの蓄積、川崎で培われた環境技術の海外へのPR、さらには本プロジェクトで得られた海外展開に必要なノウハウの市内立地企業へのフィードバックなどを図るために、当該事業への参画を決定し、平成25年8月に富士通株式会社と連携・協力協定を締結し本事業による国際貢献に取り組むこととした。

(1) 具体的な施策

- ア サウジアラビア工業団地内に環境監視技術や規制・指導など環境行政に精通した川崎市職員を派遣するなど、環境制度設計の支援や環境データ分析の助言
- イ 「川崎国際環境技術展」などを通じた、本プロジェクトにより得られたノウハウの紹介
- ウ 両者が連携した各種セミナーの開催
- エ サウジアラビア政府機関への、市内立地企業が有する環境技術のPR

(2) 事業の経過

年月	事業内容
H22 年 10 月	サウジアラビア環境管理プロジェクトが経済産業省の海外インフラ調査委託事業に採択（当初は、経済産業省の委託事業としてスタート）
H24 年 6 月	富士通株式会社から川崎市に、サウジアラビア工業団地のエコシティ化に向けた取組（環境管理、都市計画）への協力依頼
11 月	市職員をサウジアラビアに派遣し、現地環境シンポジウムに参加・講演
H25 年 3 月	富士通株式会社と MODON が環境管理システム事業の契約調印（タウフィーク商工大臣が署名）
8 月	川崎市と富士通株式会社とのサウジアラビアにおける環境管理システム事業に関する連携・協力協定の締結
12 月	環境モニタリングシステム運用開始（対象 3 工業団地）
H26 年 2 月	MODON 幹部 3 名が来川、JFE スチール視察、東京都下水処理場視察 環境対策部職員とのディスカッション 川崎市国際環境技術展を見学 福田市長、経済労働局長、環境局長に表敬訪問
2 月	川崎市と富士通株式会社との連携・協力に関する包括協定の締結

第19章 放射線の現状

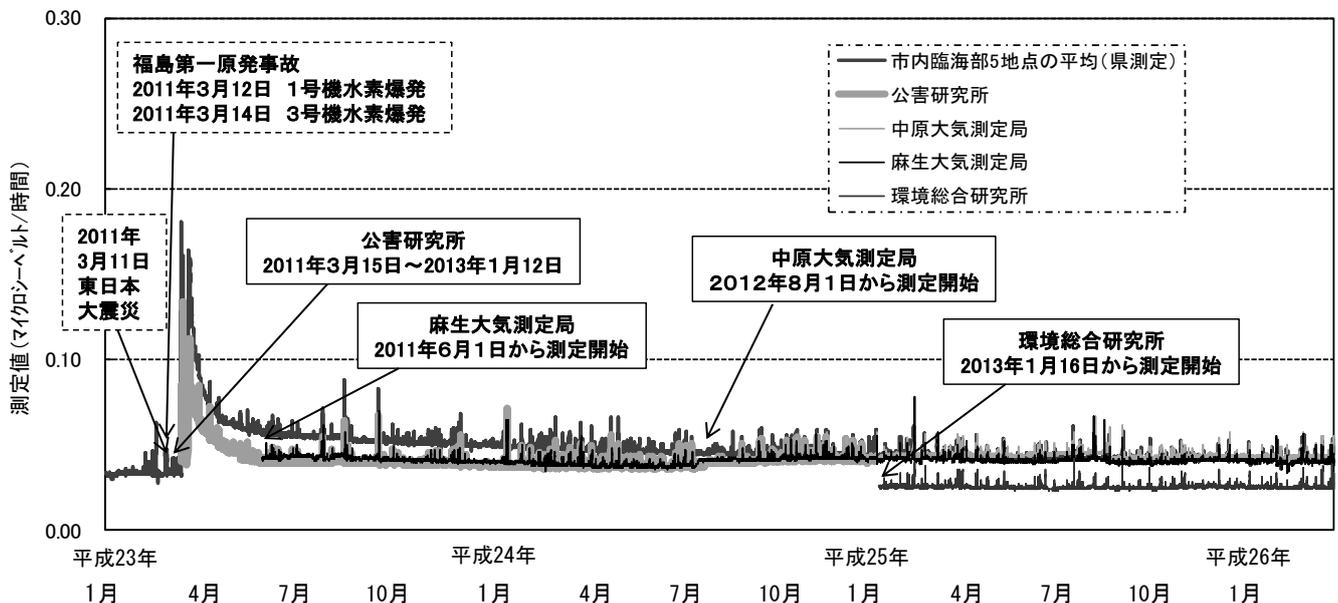
平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による影響を把握するため、環境中の放射線測定を実施している。

1 環境大気中の放射線量の測定

(1) モニタリングポストによる大気中の放射線量の測定

神奈川県では、研究用原子炉施設周辺の状態を把握するため、福島第一原子力発電所事故発生以前から市内臨海部5地点で放射線量(ガンマ線)測定を実施している。これに加えて本市では、この事故による影響を確認するため、平成23年3月15日から川崎市公害研究所(川崎区田島町:地上約12m)で、同年6月1日から麻生大気測定局(麻生区百合丘:地上約3m)、平成24年8月1日から中原大気測定局(中原区小杉町:地上約12m)で大気中の放射線量の連続測定を行っている。なお、公害研究所が環境総合研究所に移転したことに伴い、平成25年1月16日からは環境総合研究所(川崎区殿町:地上約20m)で連続測定を行っている。

市の測定では、平成23年3月16日に公害研究所において最高値0.134マイクロシーベルト/時間が計測され、その後緩やかに減少し市内の放射線量については、ほぼ自然放射線量のレベルとなっている。



モニタリングポストによる市内大気中の放射線量の測定結果

(2) 地表面付近の放射線量の測定

平成23年7月から毎月1回、モニタリングポストを設置している公害研究所、麻生大気測定局の地表面付近の放射線量(ガンマ線)の測定を実施している。

測定開始以降、地表面付近の放射線量はいずれの地点においても横ばいで推移している。

平成25年度 地表面付近の放射線量の測定結果

(単位：マイクロシーベルト/時間)

		地表面からの高さ (100cm・50cm・5cm)	測定期間
市南部 (環境総合研究所)	(土・草地)	0.04~0.05	平成25年4月～平成26年3月
	(アスファルト)	0.04~0.06	
市中部 (中原大気測定局)	(アスファルト)	0.06~0.08	平成25年4月～平成26年3月
市北部 (麻生大気測定局)	(土・草地)	0.05~0.07	平成25年4月～平成26年3月

(1)、(2)ともに本市の公共施設における放射線量の目安値 (0.19 マイクロシーベルト/時間) を大幅に下回っている状況である。

2 河川水、海水、地下水及び土壌の放射性物質の測定

平成24年度からは、年2回の頻度 (夏季及び冬季) で市内の河川水12地点 (多摩川2地点含む)、海水3地点、地下水3地点及び土壌3地点の放射性セシウム (セシウム134、セシウム137) 濃度を測定している。

平成25年度 河川水、海水、地下水及び土壌の放射性物質の測定結果

(単位：ベクレル/kg)

区分	測定地点	夏季	冬季
河川水	多摩川・多摩水道橋、多摩川・六郷橋 三沢川・一の橋、登戸排水路 二ヶ領本川・堰前橋 平瀬川・平瀬橋 (人道橋) 六ヶ村堀下水路、宮内下水路 二ヶ領用水円筒分水下流・今井仲橋 麻生川・耕地橋、真福寺川・水車橋前 矢上川・矢上川橋	不検出 (0.88未満)	不検出 (0.98未満)
海水	浮島沖、東扇島沖、扇島沖	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.98未満)
地下水	南河原こども文化センター 久本薬医門公園、稲田公園	不検出 (0.85未満)	不検出 (0.95未満)
土壌	幸スポーツセンター 中原区役所中庭、麻生区役所中庭	119~254	45~252

(注) セシウム134、セシウム137の合計

(参考)

- 川崎市の公共施設における放射線量の目安値で、算定方法については次のとおりである。
年間1 ミリシーベルト (=1000 マイクロシーベルト) ÷ 365日 ÷ (8時間 + 0.4(被曝低減係数) × 16時間)
= 0.19 マイクロシーベルト/時間
- * 一般公衆の年間線量限度は年間1 ミリシーベルト (国際放射線防護委員会2007年勧告より)
- * 測定した場所に8時間、その場所の木造家屋内に16時間いると仮定
- * 屋内における被曝低減係数0.4 (木造家屋) と仮定
- * 自然界の放射線量 (0.04 マイクロシーベルト/時間) は加算していない

○ 自然界の放射線量のレベルについて

文部科学省によると、自然界の放射線量のレベルは0.03～0.10 マイクロシーベルト/時間である。なお、神奈川県が、川崎市内5か所で連続測定を行っている放射線量のうち福島第一原子力発電所の事故以前の平成21年度の年平均値は、0.023～0.042 マイクロシーベルト/時間であった。

○ 放射線に関する単位について

グレイ (Gy) : 放射線が物質にあたったとき、その物質に吸収された放射線量を表す単位

シーベルト (Sv) : 生物が放射線を受けたとき、その影響を表す単位

ベクレル (Bq) : 放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

※緊急時は1グレイ＝1シーベルトとして換算する。

○ 放射線のレベルに関する単位について

1 マイクロ (μ) = 1000分の1 ミリ (m)